

資料4 説明資料 (神奈川県逗子市)

神奈川県逗子市

自治体情報 神奈川県逗子市

人口 60,038人

面積 17.28km²

職員数 445人

(平成28年4月1日現在)

任期付職員の活用状況 (平成28年4月1日現在)

- 1 任期付職員法第3条 7人
教育研究所長 1人 保育園長 2人
支援教育推進業務 2人
主任ケアマネジャー 1人 社会福祉士 1人
- 2 任期付職員法第4条 1人
(文化プラザホール運営業務 1人)
- 3 任期付職員法第5条 29人
給食調理員 8人、図書館業務 5人
子ども相談員 3人、清掃作業員 1人
管理栄養士 1人、防災業務 2人
協働のまちづくり推進業務 1人
一般廃棄物処理施設整備業務 1人
マイナンバー業務 4人、情報政策 1人
児童館運営 1人、文化財保護 1人

1 導入の経緯・背景等

- 従来の非常勤職員の活用では、補助的な業務への任用となり、業務範囲や責任領域、勤務時間において限定的にならざるを得なかつた。

また、給与面においても低い水準であることから人員確保が困難な職種があるなどの課題があった。

上記を踏まえ、平成19年7月に、「逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を制定した。

2 任用の考え方

- 任期付短時間勤務職員の職種について、当初は、今後委託化が見込まれる職場（5条1項）や、業務の見直しにより住民サービスが向上される職場（5条2項）等を想定していた。特に、施設の早期開館などサービス提供時間の延長や、来客の多い時間帯における人員体制の強化を行う場合等は、公務の能率的運営を確保する観点から任期付短時間勤務職員（5条2項）としての採用を検討した。

○ 任期付職員法第5条で任用した職員のうち、文化プラザホール運営業務、文化コーディネーター業務、一般廃棄物処理施設整備業務及び清掃作業員については、5条第1項により任用。その他の職員は同条第2項により任用。

○ 非常勤職員は原則週3日で補助的業務を担当、任期付短時間勤務職員は原則週4日で常勤職員と同様の本格的業務を担当することとし、責任の違いを明確にしている。

3 勤務条件等

○ 3条任期付職員は、「逗子市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に基づき、給料表における格付を決定し、4条任期付職員・任期付短時間勤務職員は、職務の責任の度合いに応じて決定された等級に応じた单一号給で運用している。

○ 4条任期付職員・任期付短時間勤務職員の任期は原則3年以内。原則として採用時から3年任期での任用は行わず、1年任期での勤務評定の結果を踏まえ、1年ごとに更新を判断している。

また、任期終了後、公募による競争試験の実施、選考による能力の実証を得た上で、再度の任用により改めて同一の者を任用することは可能としている。

4 導入効果

- 子ども相談員及び文化コーディネーターについては、非常勤職員は正規の勤務時間外の業務は原則対応していないため、臨時又は緊急の業務への対応が困難であること、責任領域や勤務時間に制限があったことから、任期付短時間勤務職員の職として転換を行い、本格的業務に活用することができた。

保健師・助産師については、非常勤職員では処遇面（主に給与面）から人員確保が大変困難であったことから、当該職種については、処遇改善の観点から任期付短時間勤務職員の職として転換を行い、処遇を改善することができた。

5 運用上の課題

- 任期付短時間勤務職員については、常勤職員とは区別して、予算編成の過程等を通じて別途管理しているが、今後、行革等による総人件費削減策との関連性の中で管理をしていく必要がある。

6 具体的な活用事例

- これまでの採用数

【平成20年度～平成21年度】

- 任期付職員法第3条 2人
(一般廃棄物処理施設整備業務 1人
文化プラザホール館長 1人)
- 任期付職員法第5条 7人
(図書館業務 4人
文化プラザホール運営業務 2人
国勢調査業務 1人)

【平成22年度】

- 任期付職員法第3条 1人
(教育研究所所長 1人)
- 任期付職員法第5条 6人
(給食調理員 3人
文化プラザホール運営業務 2人
スポーツ振興計画策定業務 1人)

【平成23年度】

- 任期付職員法第3条 5人
(カウンセラー1人、教育研究所所長 1人
協働のまちづくり推進業務 1人
情報発信・行政マネジメント 1人
防災戦略業務 1人)
- 任期付職員法第5条 1人
(給食調理員 1人)

【平成24年度】

- 任期付職員法第3条 2人
(支援教育推進業務 1人
スポーツ振興推進業務 1人)
- 任期付職員法第4条 1人
(文化プラザホール運営業務 1人)
- 任期付職員法第5条 16人
(一般廃棄物処理施設整備業務 1人
図書館業務 1人、給食調理員 3人
カウンセラー 1人
協働のまちづくり推進業務 1人
子ども相談員 3人、清掃作業員 3人
文化振興推進業務 1人
文化プラザホール運営業務 2人)

【平成25年度】

- 任期付職員法第3条 1人
(教育研究所所長 1人)
- 任期付職員法第5条 8人
(給食調理員 1人
文化コーディネーター 2人
防災業務 1人、保健師・助産師 1人
文化プラザホール運営業務 1人
子ども相談員 1人、清掃作業員 1人)

【平成26年度】

- 任期付職員法第3条 1人
(支援教育推進業務 1人)
- 任期付職員法第5条 2人
(管理栄養士 1人、給食調理員 1人)

【平成27年度】

- 任期付職員法第3条第2項 1人
(主任ケアマネ 1人)
- 任期付職員法第5条 19人
(子ども相談員 3人、清掃作業員 4人
国勢調査業務 1人、情報政策業務 1人
ゴミ有料化業務 1人
マイナンバー業務 4人、図書館業務 3人
カウンセラー 1人、児童館運営 1人)

【平成28年度】

- 任期付職員法第3条第2項 3人
(社会福祉士 1人、保育園長 2人)
- 任期付職員法第5条 10人
(子ども相談員 2人、給食調理員 1人
清掃作業員 1人、カウンセラー 1人
マイナンバー業務 2人
図書館業務 1人、文化財保護 1人
保育園給食調理員 1人)